

資料1-⑥ 個別の教育支援計画の作成と活用について

個別の教育支援計画の作成についての規定

平成28年8月 改正発達障害者支援法施行

- ・ 通常の学級における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」**作成と活用の推進**

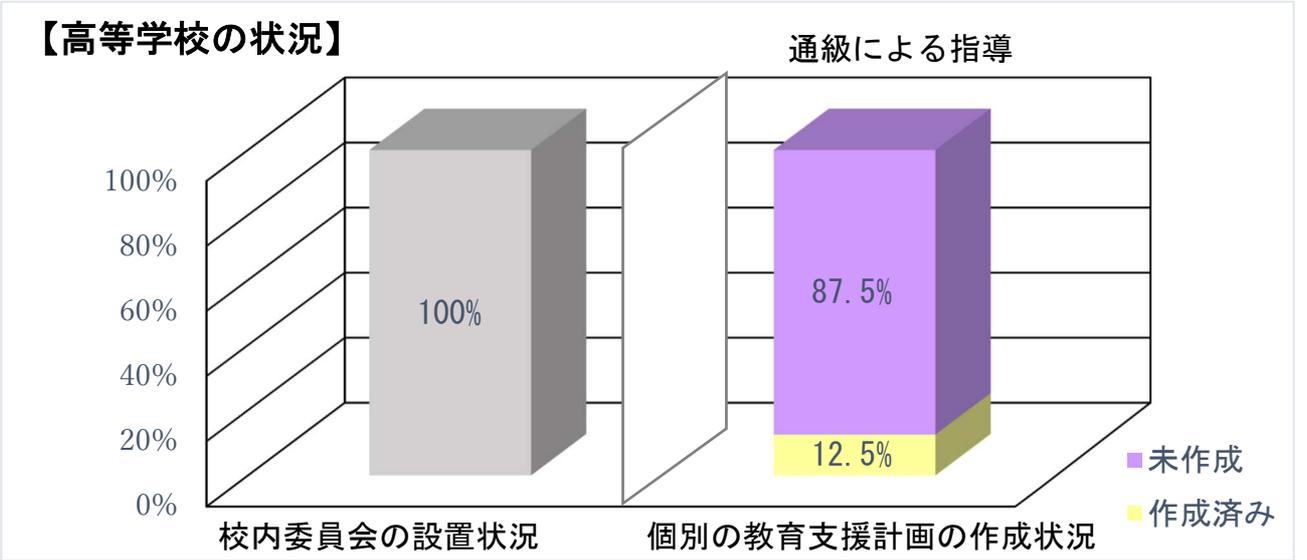
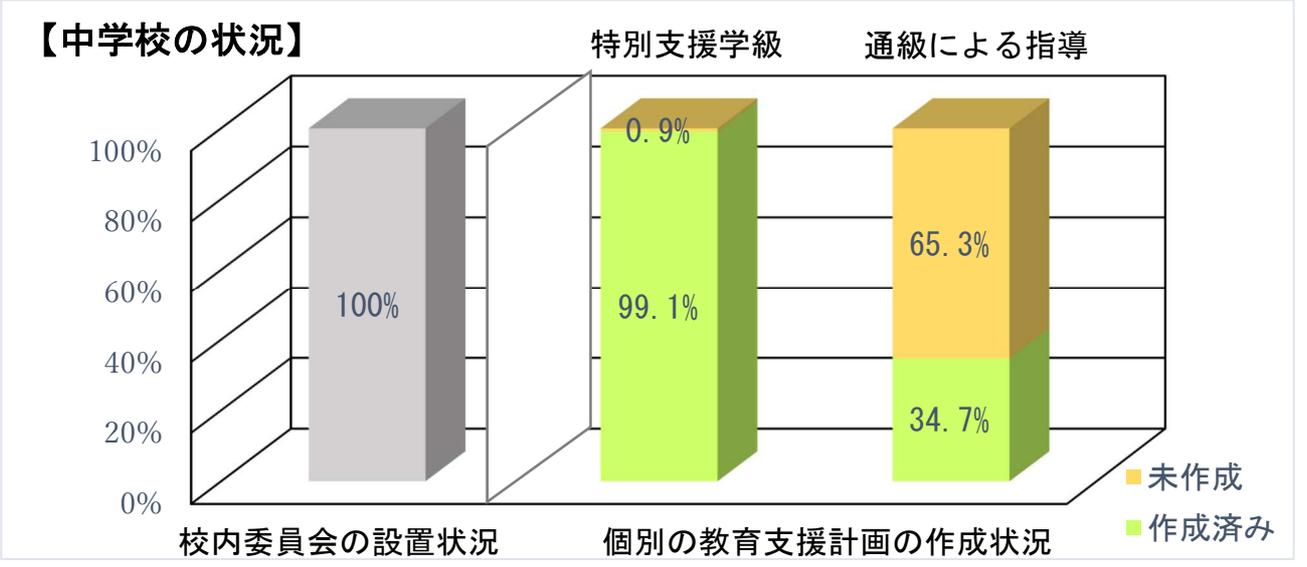
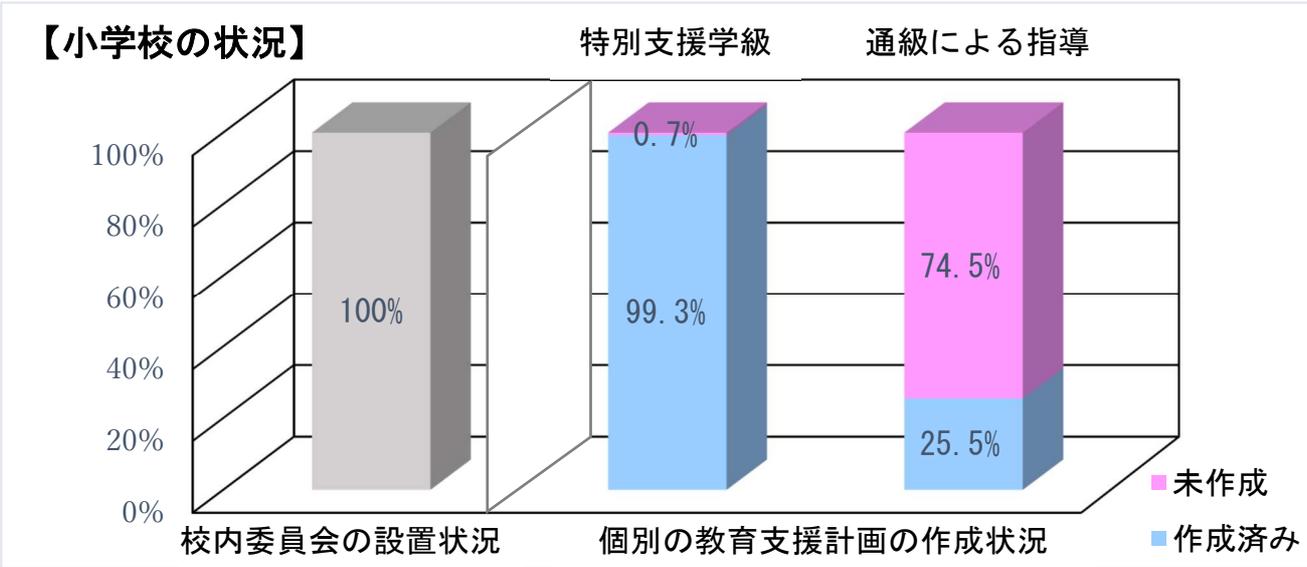
平成29年3月 小・中学校学習指導要領告示

- ・ 障害のある児童などについては、「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」ことが示された。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の**作成と活用が義務づけられた。**

平成30年8月 学校教育法施行規則改正

- ・ 「個別の教育支援計画」を作成することについて**省令に規定**された。

校内委員会の設置状況と個別の教育支援計画の作成状況（H30）



資料1-⑦ 特別支援学校のセンター的機能について

特別支援学校のセンター的機能

1 特別支援学校におけるコーディネーターの具体的職務内容

(1) 教育相談

○教育相談（電話相談含） ○学校見学 ○体験学習 ○オープンスクール、セミナー等

(2) 訪問支援

○指定地域内の幼保小・中学校及び高等学校等からの訪問要請に基づく在籍者への指導支援

○教員等への指導支援 ○校内支援体制の充実に係る支援 ○他の関係機関への再連携

(3) 研修支援

○指定地域内の幼保小・中学校及び高等学校等及び公的関係機関からの要請に基づく特別支援教育に係る研修・研究のための支援

○県外で開催する研究協議会等での自校のセンター的機能発揮の情報提供

(4) 連携Ⅰ

インクルーシブ教育推進事業のうち、「特別支援学校コーディネーター等相談支援資質向上研修」に係る職務

○相談業務に係る臨床研修 ○インクルーシブ教育相談支援チームに係る業務

○事例検討会への参加 ○特別支援学校コーディネーター会議への参加

○県教委及び総合教育センターが主催する研修等への協力 ○センターとの連絡調整

(5) 連携Ⅱ

○医療・福祉・教育関係者、保健・労働等行政職員、特別支援学校教員、小中・高等学校特別支援教育コーディネーター、幼児教育関係者、市町村教育委員会職員との連携

○隣接・併設する医療機関との連携、その他公的機関との連携

○地区及び専門部特別支援連携協議会

○連携協議会連絡会への出席

○地域における啓発事業（リーフレット、通信等の作成・配付、関係機関等への情報提供）

○コーディネーター業務に関する調査への対応（文科省調査等）

○支援地域内の市町村が主催する連携協議会等での巡回相談員業務

○教育相談・訪問支援等対象児童生徒が県外に転出した際のフォローなど

○外部専門家を校内で活用する際のアセスメント及び情報収集、また校外で帯同させる際のコーディネート等の業務

(6) 校内支援

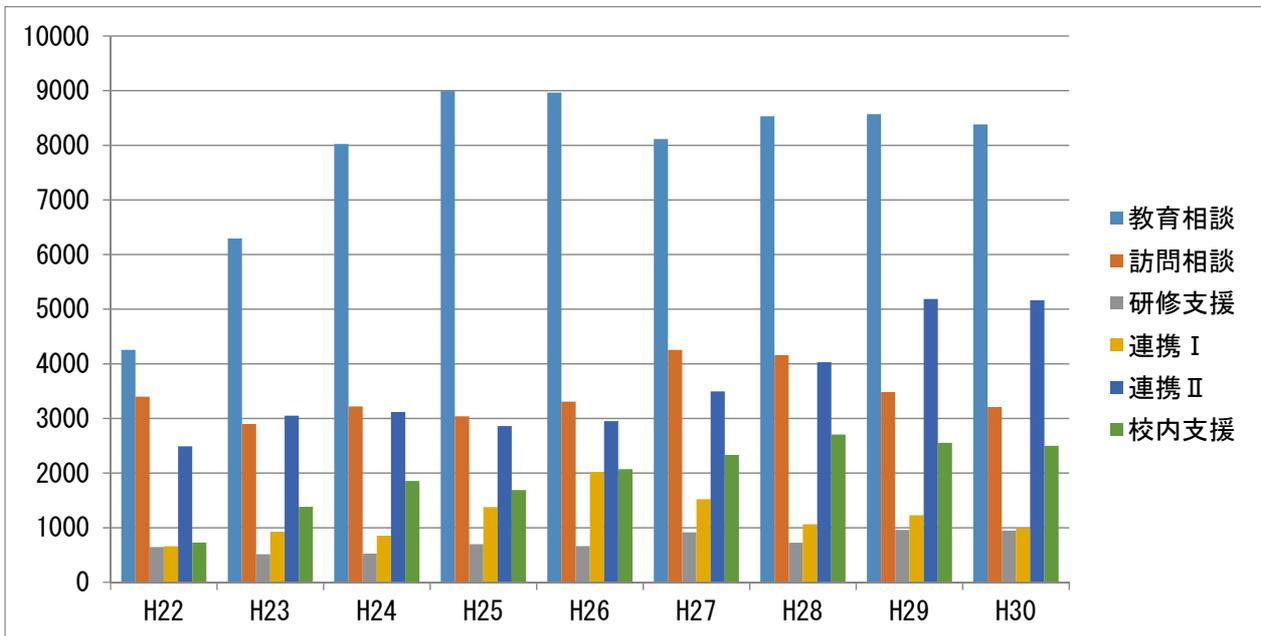
○校内のコーディネーター間の連携

○自校在籍生の実態把握に係るアセスメント

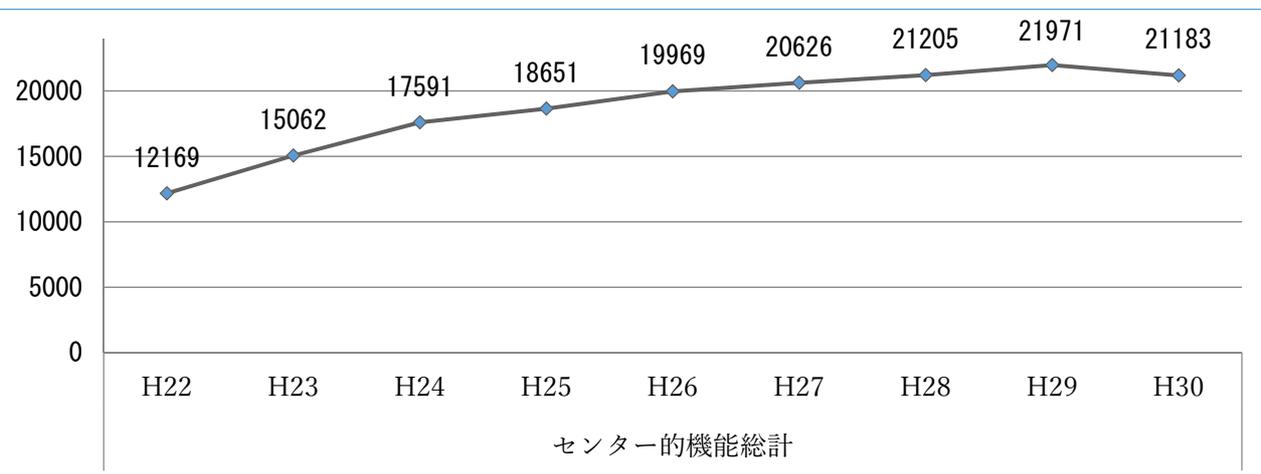
2 特別支援学校のセンター的機能発揮状況

支援内容別 状況推移 (H22~H30)

各年4月~1月実績 (単位: 時間) 推移



年度	教育相談	訪問相談	研修支援	連携 I	連携 II	校内支援	センター的機能総計
H22	4253	3396	644	661	2488	727	12169
H23	6293	2899	515	925	3049	1381	15062
H24	8022	3220	526	852	3117	1854	17591
H25	8991	3037	699	1375	2861	1688	18651
H26	8962	3308	662	2018	2949	2070	19969
H27	8113	4252	915	1521	3493	2332	20626
H28	8530	4156	724	1063	4027	2705	21205
H29	8567	3481	957	1227	5185	2554	21971
H30	8381	3207	947	988	5162	2488	21183



3 センターの機能の発揮に係る指定地域（令和元年度）

依頼内容	依頼内容に係る対象障害種等						言語障害者が利用する通級指導教室に対する支援	県立中央病院及び北病院加療者への支援（前籍校転出後支援を含む）	「高校生ころのサポートルーム活用事業」に係る高校生及び在籍高校	桃花台学園入学希望者
	視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	発達障害者	肢体不自由者	病弱・身体虚弱者				
市町村等										
○甲府市	盲学校	ろう学校	かえで支援学校	甲府支援学校	富士見支援学校 本校	かえで支援学校	富士見支援学校 本校・旭分校 (県下全域)	富士見支援学校 本校 (県下全域)	桃花台学園 (県下全域)	
○山梨市										
○笛吹市			わかば支援学校	あけぼの 支援学校	わかば支援学校					
○甲州市										
○甲斐市			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
○中央市										
昭和町			わかば支援学校 ふじかわ分校	富士見支援学校 旭分校	わかば支援学校					
○北杜市										
○韮崎市			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
○南アルプス市										
市川三郷町			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
○富士川町										
早川町			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
身延町										
南部町			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
○都留市										
○大月市			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
○上野原市										
小菅村			わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校					
丹波山村										
道志村	わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校							
○富士吉田市										
西桂町	わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校							
忍野村										
山中湖村	わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校							
鳴沢村										
富士河口湖町	わかば支援学校	わかば支援学校	わかば支援学校							
河口湖南中組合										

○：通級指導教室設置市町
※：公立私立を含め幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校については、当該校等所在地の市町村に指定した特別支援学校が支援する。

4 特別支援学校のセンター的機能の根拠

(1) 中央教育審議会答申（H17.12.8）

「センター的機能について（例示）」

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能

(2) 学校教育法第74条

「特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」

P T等外部専門家の活用状況

P T等外部専門家の幼保・小中・高等学校等での活用状況（H30）

専門家職種	年間勤務日数（日）	幼稚園・保育所	小学校	中学校	高等学校	その他	他の特別支援学校
P T （理学療法士）	122	40	29	5		1	87
O T （作業療法士）	74	5	4				53
S T （言語聴覚士）	160	8	43	3		4	16
O R T （視能訓練士）	21	5	8	2		1	2
心理士	220		7	1		1	9
合 計	356	58	91	11	0	7	167
		167					
		334					

※数値はケース数

高校改革・特別支援教育課調べ

高校生こころのサポートルームについて

高校生こころのサポートルーム

<事業目的>

○県内の公立高等学校及び当該高等学校に在籍している特別な支援が必要な生徒（以下「高校生」という。）に対し、総合教育センターの協力・助言のもと、富士見支援学校に設置する「高校生こころのサポートルーム」（以下「サポートルーム」という。）において、高校生が円滑に高等学校生活を送るための教育的な支援を行うことを目的とする。

<事業内容>

- (1) 高校生及び高校生が在籍する高等学校への相談・情報提供等に係る支援
- (2) 高校生に対する継続的な教育的支援
- (3) 福祉・医療などの関係機関等との連携
- (4) その他、必要と認められる内容

<利用状況>

	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
◆依頼件数	31	42	53	61	47
◇生徒支援ケース依頼件数	26	29	46	46	43
・来校（来室）相談ケース数	7	13	22	17	12
・間接相談ケース数	19	16	24	29	31
◇校内体制・研修支援依頼数	5	13	7	11	4
・体制づくり支援	3	5	3	9	1
・研修支援	2	8	4	2	3
◇関係機関（高校は含まず）への研修支援	—	—	—	4	—
◆延べ対応件数	539	1001	1506	1386	1032
◆利用された高校数	23	21	24	25	21
・生徒支援	18	10	20	16	17
・校内体制・研修会	5	4	0	4	0
・生徒支援及び校内体制・研修会	0	7	4	5	4

資料2-① インクルーシブ教育相談支援チームによる相談支援について

インクルーシブ教育相談支援チーム

次の3層構造の支援システムによる相談支援を行う。

1 特別支援学校のセンター的機能による相談支援

小学校等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能による相談支援を行う。

2 就学支援アドバイザーによる相談支援

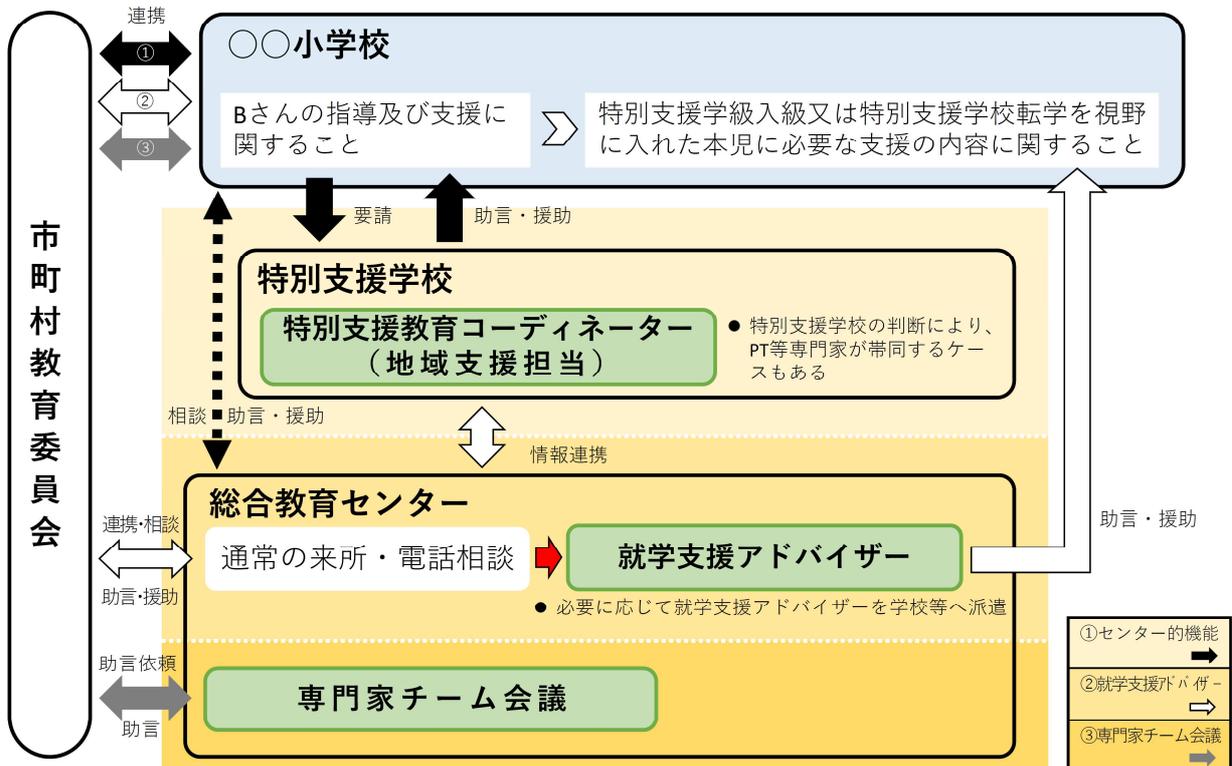
センター的機能で改善しない事例について、就学支援アドバイザーが学校等を訪問し相談支援を行う。

3 専門家チームによる助言

困難事例について、医療、福祉、教育、心理の専門家が助言する。

インクルーシブ教育相談支援チームの連携イメージ

(小学校の通常の学級に在籍するBさんが、特別支援学級入級または特別支援学校転学を検討した事例)



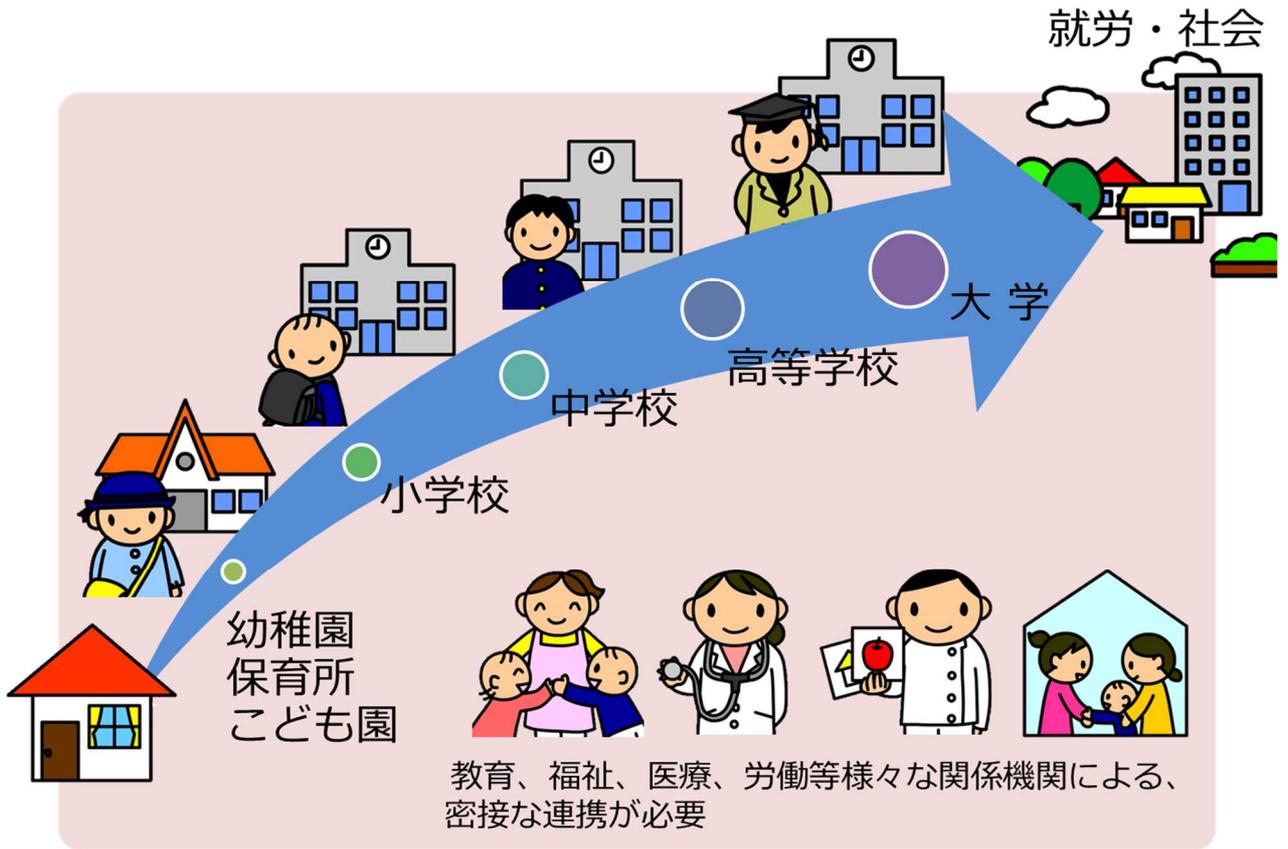
資料2-② 各地区教育支援委員会の設置状況及び助言件数等について（H30）

地区	組織(名称)	改編等	平成30年度 事務局 (市町村教委)	開催回数	平成30年度 助言件数	令和元年度 地区別特別支援学校 就学児童生徒数
1	東山梨地区教育支援委員会 (東山梨地区教育支援協議会:運営面を協議する会議)	H26.5月改編	甲州市	1	9	13 (うち梨大附属3)
2	笛吹市教育支援委員会	H26.7月改編	笛吹市	3	13	12 (うち梨大附属1)
3	市川三郷町教育支援委員会	H26.10月改編	市川三郷町	1	49	1
4	南巨摩地区心身障害児適正就学推進委員会 (適正就学指導協議会:運営面を協議する場)	改編予定無	富士川町	1	3	3
5	峡北地区教育支援推進委員会 (峡北地区教育支援協議会:運営面で両市が話し合う組織)	H27.6月改編	北杜市	3	13	11
6	南都留地区教育支援委員会 (南都留地区教育支援協議会:運営面を協議する場)	H26.9月改編	都留市	1	23	13
7	北都留地区心身障害児適正就学推進委員会 (就学指導協議会:教育長レベルの会議)	改編検討	上野原市	1	3	2
8	中巨摩地区教育支援推進委員会 (中巨摩地区教育支援協議会:運営面を協議する場)	H26.4月改編	南アルプス市	3	47	33 (うち梨大附属2)
9	甲府市教育支援委員会	H27.4月改編	甲府市	3	19	15 (うち梨大附属3)

高校改革・特別支援教育課調べ

資料2-③ 早期からの支援について

サポートノートの作成・活用



「サポートノート」
保護者が作成し、我が子の状況を関係者と共有するためのツール

「就学支援シート」
就学前の状況を小学校へつなげるためのツール





子どもの発達や特性に合わせた支援方法やかかわり方を整理する

効果的な支援方法などを関係者と共有することができる

関係者は共有した情報をもとに、より適切な支援を考えることができる

幼児期から就労に向け、継続した支援を行うための橋渡しとなる

家庭

保護者が子供のより良い成長を目指し、関係者同士の共通理解を深めるためのツール

サポートノート

学校

関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

個別の教育支援計画

学校における支援の部分

個別の指導計画

福祉機関

子どもとその家族を支える総合的な支援計画

障害児支援利用計画

デイ等における支援の部分

個別支援計画